

第 4 次長久手市障がい者基本計画 重点項目

	名称	概要	具体的事業内容
1	個別訪問等によるアプローチの実施・つなぎ	○サービスに結びついていない人の現状を確認し、支援が必要な人をサービスに結び付けつつ、アプローチの未実施者「0人」を目指します。 ○医療機関に働きかけを行い、必要に応じた支援が提供できる体制づくりを進めます。	・個別訪問調査の実施・支援 ・支援拒否者の現状確認・定期的な声掛け ・自立支援関係の医療機関への広報活動の実施（障害者手帳はないが、障がいのある人へのアプローチのため）
2	早期からの相談体制の充実・就学前児童の通所先の確保	○支援が必要な児童、保護者がスムーズに相談を受けられるようにします。 ○保護者の不安を受け止めつつ、専門医、臨床心理士等、専門職による相談窓口において、必要な情報提供やサービスの案内をします。 ○支援が必要な児童が、地域で児童発達支援を受けることができるようにします。	・（仮称）こどもの発達相談室の設置 ・発達に関する専門職による相談の機会の充実 ・児童発達支援センターの設置（就学前の支援が必要な児童の通所先の確保）
3	切れ目のない支援体制の充実	○ライフステージごとに必要な情報を提供し、本人の意思を尊重した決定を支援します。 ○関係機関の情報共有や連携を強化し、安定した体制づくりを行います。 ○保護者、市民とともに地域で児童を育むネットワークをつくります。	・保育所・幼稚園、学校、就労、将来の住む場所等、ライフステージに応じた、保護者、関係機関と情報共有、継続した支援・サービスの提供。 ・関係機関による情報連携、ケース検討等を行う場の設置
4	就労に関わる機会の充実	○地域で自立した生活をしていくための基盤づくりのため、関係機関と連携し、総合的な就労支援に取り組みます。	・就労支援コーディネート事業の実施（①義務教育修了者の把握、②就業・生活支援センター利用者への協働、③大学生等への支援・大学等との連携） ・体験の場の充実。①庁内拡大、②庁外（企業アプローチ） ・中高生向けの就労見学・体験のマネジメントの実施（将来を踏まえた得て、不得手の自己理解、保護者協働）
5	学び、理解、交流による地域共生の推進	○地域共生社会の実現に向けて、障がいに関する学び、理解の向上に取り組みます。 ○地域行事等あらゆる機会を捉えて、障がいのある人、地域、障がい福祉に関わる人の交流を進めます。	・年1回以上の障がい基礎研修（権利擁護等含む）（対象者：市民、事業所、企業） ・地域と協働した避難訓練 ・地域行事への参加・交流の促進（事業所・個人） ・事業所交流（協議会の交流会）
6	医療的な対応を必要としている人への支援体制づくり	○医療的な対応を必要としている人のニーズに応じた適切な支援を行うため、支援のあり方の検討及び体制づくりを進めます。	作業部会による次の協議 ・医療的ケアの内容定義 ・医療的ケアの対象者・必要な支援の状況確認 ・緊急時の連携方法（個別計画）のスキーム構築 ・活用できる社会資源、制度等の整理・整備 ・喀たん吸引等研修への支援
7	災害時に向けた防災体制づくり	○災害時に自ら避難することが難しく、支援を必要とする障がいのある人について、関係者間で支援方法及び役割を確認し、発災時にきちんと機能する体制づくりを進めます。	作業部会による次の協議 ・災害時に支援が必要な人の情報整備（個別支援計画含む） （※必要に応じ、避難行動の対象要件の確認） ・活用できる市内外の社会資源の整理 ・事業所の対応の確認（連絡・避難方法・備蓄等） ・支援が必要な人の確認、支援者のマッチング